

ガス小売全面自由化4年目の競争動向

Competitive Landscape After Three and Half Years of Japan's City-Gas Market Full Retail Competition

眞砂大介*

Daisuke Masago

Abstract

More than three and half years have passed since Japan's city-gas retail market for all the market segments was opened for competition on 1 April 2017. As a result of the analysis of switching cases and switching rates, it has become clearer that there are differences in the progress of city-gas market full retail competition between urban and rural areas. This paper also assesses the effect of the change in consumer behavior due to the spread of COVID-19 on competition for consumers and evaluates the "start-up wholesale" launched in 2019 as an initiative to encourage new entrants into the city-gas retail services in light of its purpose of introduction.

Key words: City-gas retail liberalization, new entrants, switching case, switching rate, start-up wholesale

1. まえがき

ガス小売全面自由化が2017年4月1日より実施されて3年半が経過した。スイッチング件数やスイッチング率等の分析を行った結果、都市部と地方部のガス小売全面自由化の進捗率の違いが浮き彫りとなった。また、COVID-19感染拡大による消費者行動の変化が需要家獲得競争に及ぼす影響や、新規事業者のガス小売事業への参入促進を図る取組として2019年度から開始されたスタートアップ卸を導入趣旨の観点から評価する(第4章に詳述)。

2. ガス小売全面自由化の経過と目的

日本における都市ガス事業の自由化は1995年を始めとして段階的に進められてきた。都市ガスの国内販売量は産業用の発展による需要増加に伴い順調に拡大してきた。しかし、その当時の都市ガス事業は垂直統合型の許可制であり、小売やネットワークの維持・運用等を特定の事業者が地域独占的に行ってきた。ガス事業法上、需要家毎に料金を設定することができず、ガス使用量が多い産業用の需要家から、価格交渉が可能となるよう自由化に対する強い要望が挙げられた。そして、1995年から順次水平展開も可能となり、大規模工場や大規模病院などの年間ガス使用量が200万 m^3 以上である大口需要家を対象として自由化が開始された。その後は年間ガス使用量の基準が段階的に引き下げられ、自由化の対象が拡大していった。そして、2011年3月に発生した東日本大震災を契機とした電力システム改革が進

められる中、ガスにおいても「天然ガスの安定供給の確保」「ガス料金の最大抑制」「利用メニューの多様化と事業機会拡大」「天然ガス利用方法の拡大」を目的として小売市場の全面自由化が検討され、2017年4月には事務所や家庭用需要家も対象としたガス小売完全自由化が開始された。

表1 ガス小売全面自由化までの経過

開始時期	自由化対象	ガス販売量に対する自由化率
1995年～	年間ガス使用量200万 m^3 以上の大口需要家 ・大規模工場, 大規模病院	49%
1999年～	年間ガス使用量100万 m^3 以上の需要家 ・大規模ホテル	53%
2004年～	年間ガス使用量50万 m^3 以上の需要家 ・中規模工場, 中規模ホテル	57%
2007年～	年間ガス使用量10万 m^3 以上の需要家 ・小規模工場, 中規模病院, 小規模ホテル	64%
2017年～	全ての需要家 ・事務所, 家庭用需要家	100%

3. ガス小売全面自由化の進捗

3.1 新規参入事業者

ガス小売全面自由化以前の一般ガス事業者は「許可制」に基づき、各事業者が経済産業大臣より許可された区域にて独占的にガス事業を営んでいた。しかし、2017年4月1日に改正ガス事業法が施行され、ガス小売全面自由化後のガス小売事業は、経済産業大臣または経済産業局長による登録認定を受ける必要がある「登録制」へと制度改定が行わ

*一般財団法人日本エネルギー経済研究所
化石エネルギー・国際協カユニット ガスグループ 研究員

れた。ガス小売市場への新規参入事業者は旧一般ガス事業者、旧一般電気事業者、LP ガス事業者などを中心として、多様な事業者が相次いで参入している。2020年10月20日時点において、登録をされているガス小売事業者数は82社である。しかし、登録をされた全ての事業者が必ずしもガス小売市場へ参入しているわけではなく、実際にガスを供給または供給を予定している事業者は登録された事業者数の43%にあたる35社である。自由化開始時期や市場規模などが異なるが、電力の低圧分野における電気小売事業者数の420社と比較すると参入事業者は少ない状況といえる。

図1はガス小売登録をなされており、ガスを供給または供給を予定している事業者数の推移を示している。旧一般ガス事業者や旧一般電気事業者の新規参入は必ずしも増加していない状況であるが、一方、インターネット事業者や新電力事業者などが含まれる「その他」事業者の参入が大幅に増加している。これは、東京電力エナジーアライアンス(以下、TEA)が提供している「都市ガスプラットフォーム」が大きく影響している。同社は2017年10月にプラットフォーム事業を開始し、ガス小売事業への参入を検討している事業者へ対して、参入課題となっているガス調達・保安・顧客管理システムなどの一括提供を行っている。TEAは東京電力エナジーパートナー(以下、東電EP)と日本瓦斯の合弁会社であり、東電EPはガス調達、日本瓦斯はLP業界で蓄積してきた保安技術や顧客管理システムなどをTEAへ継承している。現在、その他事業者として供給または供給を予定している事業者数は35社中16社であるが、その内11社がTEAの都市ガスプラットフォームを採用している。また、LPガス事業者においてもTEAの都市ガスプラットフォームを採用する事業者が登場しており、今後も同プラットフォームを採用した新規参入事業者が拡大すると見込まれている。

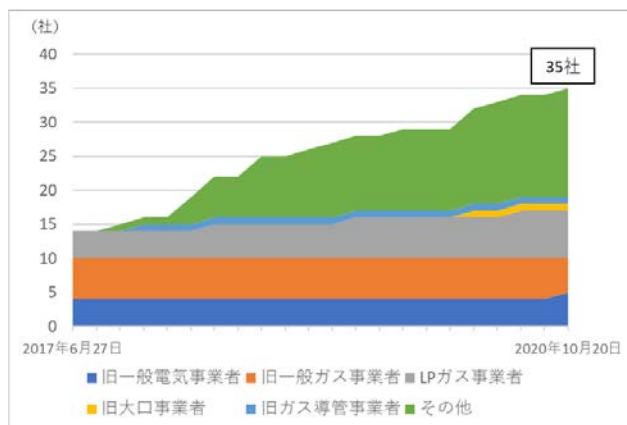


図1 実際にガスを供給または供給を予定している新規参入事業者の推移

図2は新規参入事業者である35社が、実際に申請している小売供給エリアを示した。新規参入予定者が経済産業大

臣または経済産業局長へガス小売登録申請を行う際には、ガス小売事業体制や苦情等処理体制の他に、ガス小売供給を予定している一般ガス導管事業者のエリアを申請する必要がある。

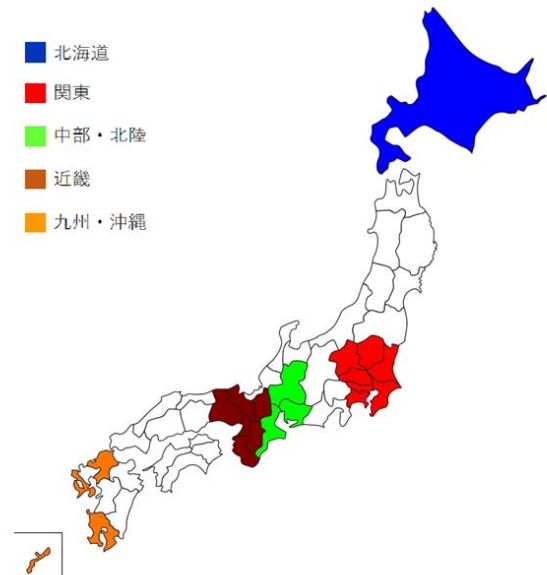


図2 実際にガスを供給または供給を予定している新規参入事業者の参入エリア

各社の小売供給エリア申請を集計した結果、多数のガス需要家を抱えている都市ガス大手4社(東京ガス、東邦ガス、大阪ガス、西部ガス(福岡エリアのみ))の供給エリアを中心として、新規参入事業者は合計21都道府県へ参入しており、既存事業者と新規参入事業者との間で需要家獲得競争が繰り広げられている。一方、新規参入事業者にとって事業採算が十分に見込まれず、参入が行われていない26県の都市ガス需要家は既存事業者が自主的に新しい料金メニューの設定やサービス拡充などを行っていない場合には、自由化メリットを十分に享受することができない状況にあるといえる。

3.2 スイッチング

ガス小売全面自由化によるガス市場における競争動向や進捗を図るための評価として、スイッチング件数が代表的な指標として用いられる。資源エネルギー庁が毎月公表しているスイッチング申込件数は、2020年8月末時点において、約394万件(前年同月比45%増・122万件増)であり、スイッチングに関する申込件数は着実に累積している。しかし、資源エネルギー庁が公表しているスイッチング申込件数は累計値であり、実際にスイッチングが需要家の選択肢として利用拡大されているかを判断するために更なる分析を行った。

図3はスイッチングが発生している4地域(関東,中部・北陸,近畿,九州・沖縄)における月次のスイッチング申込件数を示している。3地域(中部・北陸,近畿,九州・沖縄)において,スイッチングの申込件数は停滞しており,2018年4月に近畿で記録した月間約5.1万件が最大である。一方,関東では2020年4月に月間約13.5万件の需要家がスイッチング申込を行い,統計開始以降最大値を更新した。

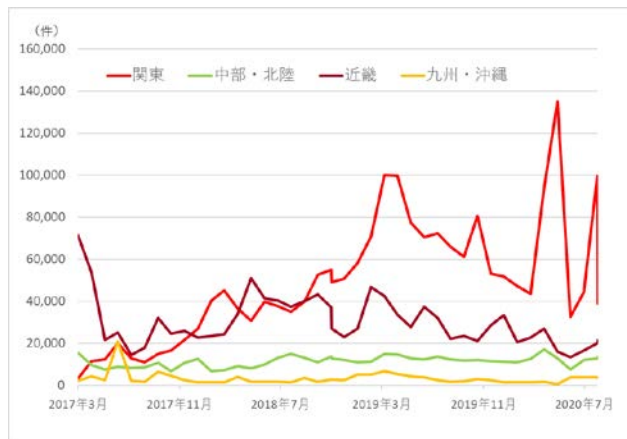


図3 地域別月間スイッチング件数

図4は地域別の都市ガス需要家件数に対するスイッチング申込を行った割合を表すスイッチング率を示している。関東の2020年7月時点における需要家件数は日本全体の52%にあたる約1,364万件と国内最大であり,近畿の2.1倍,中部・北陸の5.5倍,九州・沖縄の9.5倍にあたる。スイッチング申込件数においては関東がその他3地域と比較すると2018年9月以降,高い水準にあるが,需要家件数が多いため,スイッチング率は1%以下である。なお,近畿では2017年3月に1.15%,九州・沖縄では2017年6月に1.45%を記録しているが,自由化導入期による一過性の増加であると想定される。

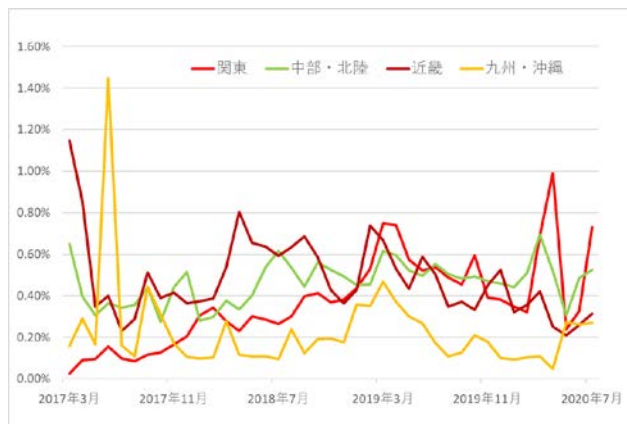


図4 地域別月間スイッチング率

表2は直近2年間の日本とイギリスのスイッチング率に

関する比較表である。イギリスでは日本と同様,段階的にガス市場の自由化が進められ,2002年にはガス価格に関する規制が撤廃されたことで完全自由化が開始された。イギリスにおける2019年度の平均月間スイッチング率は1.7%である一方,日本は0.42%であった。両国を比較するには自由化開始時期が異なることによる需要家のスイッチングに対する認知度や,ガス小売事業者数,パイプラインの敷設状況,需要家密度などが異なることに注意する必要があるが,スイッチング件数とスイッチング率には大きな差がある。

表2 日英月間スイッチング率

	日本			イギリス		
	S件数	需要家件数	S率	S件数	需要家件数	S率
2018年4月	91,297	25,795,510	0.35%	372,000	23,240,000	1.60%
2018年5月	92,622	25,771,973	0.36%	399,000	23,257,000	1.72%
2018年6月	92,725	25,758,127	0.36%	389,000	23,280,000	1.67%
2018年7月	88,831	25,765,991	0.34%	365,000	23,296,000	1.57%
2018年8月	96,507	25,763,155	0.37%	394,000	23,312,000	1.69%
2018年9月	108,617	25,760,949	0.42%	433,000	23,330,000	1.86%
2018年10月	108,506	25,799,228	0.42%	470,000	23,347,000	2.01%
2018年11月	91,699	25,831,047	0.35%	382,000	23,371,000	1.63%
2018年12月	88,509	25,892,974	0.34%	338,000	23,386,000	1.45%
2019年1月	101,551	25,907,627	0.39%	291,000	23,397,000	1.24%
2019年2月	133,558	25,904,185	0.52%	350,000	23,417,000	1.49%
2019年3月	164,353	25,938,582	0.63%	486,000	23,492,000	2.07%
2019年4月	153,437	26,040,077	0.59%	522,000	23,509,000	2.22%
2019年5月	122,215	26,047,511	0.47%	381,000	23,528,000	1.62%
2019年6月	124,083	26,037,719	0.48%	336,000	23,548,000	1.43%
2019年7月	120,437	26,017,666	0.46%	402,000	23,568,000	1.71%
2019年8月	102,015	26,035,947	0.39%	391,000	23,588,000	1.66%
2019年9月	98,403	26,032,165	0.38%	436,000	23,606,000	1.85%
2019年10月	116,704	26,061,138	0.45%	431,000	23,632,000	1.82%
2019年11月	95,908	26,091,118	0.37%	378,000	23,653,000	1.60%
2019年12月	98,024	26,146,136	0.37%	418,000	23,670,000	1.77%
2020年1月	79,904	26,154,317	0.31%	340,000	23,682,000	1.44%
2020年2月	80,149	26,156,936	0.31%	406,000	23,700,000	1.71%
2020年3月	139,171	26,188,923	0.53%	457,000	23,716,000	1.93%

現在も世界中で猛威を振るっている COVID-19 感染拡大により,多くの業界にて消費者行動の変化が生じている。ガス業界においては,景気後退により工業用などのガス販売量が大幅に減少したが,家庭用においては概ね前年並みであった。しかし,2020年5月のスイッチング申込件数は,対前年月比で53%減少と過去最大の減少幅を記録した。首都圏を中心とした外出自粛要請により,不要不急の対面営業活動が制限され,需要家のスイッチングに対する動機が減少したことが要因の一つと推察される。

また,外出自粛により子育て世代を中心として,時短や利便性が向上した最新ガス機器への注目度が増している。その中でも,ガス衣類乾燥機「乾太くん」においては,衣類乾燥を短時間かつ低コストで利用出来ることが顧客のニーズに合致し,販売台数が急激に増加している。需要家の最新ガス機器に対する注目は,ガス小売事業者のサービスやガス料金への関心に繋がり,延いてはスイッチングに対する関心も高まる可能性がある。

4. スタートアップ卸

スイッチングが発生していない北海道、東北、中国地域や、既に新規事業者が参入しているものの、スイッチング件数が増加していない地域において、新規事業者の参入促進を図るために、2019年度より「スタートアップ卸」という卸供給に関する新規取組が開始された。スタートアップ卸は公正取引委員会と経済産業省が2019年1月に公表している「適切なガス取引についての指針」に記載されている「積極的なガスの卸供給」を踏まえ、旧一般ガス事業者の自主的取組という位置づけにある。取組事業者はガスの調達力や保有する供給設備によって分類されている、第1グループ(東京ガス、大阪ガス、東邦ガス)および第2グループ(北海道ガス、仙台市ガス局、静岡ガス、広島ガス、西部ガス、日本ガス)の計9社であり、対象区域は同事業者の供給区域内としている。また、卸供給の形態は、卸元事業者が需要場所にてガス小売事業者(新規参入事業者)へガスを受け渡す「ワンタッチ卸」を採用している。「スタートアップ卸」と「ワンタッチ卸」は同意として使用される場合があるが、前者は取組名称を、後者は卸供給形態を指している。卸供給の形態をワンタッチ卸とすることで、新規事業者の参入課題の一つであった、託送供給におけるガスパイプラインの払出量と注入量を管理する同時同量業務を卸元事業者が担うこととなり、新規参入事業者の業務は低減される。他にも契約期間や卸価格の設定、利用上限等が制度設計されているが、相対取引で強い交渉力を持たない新規参入事業者はスタートアップ卸を利用することにより、参入のハードルは下がることとなる。

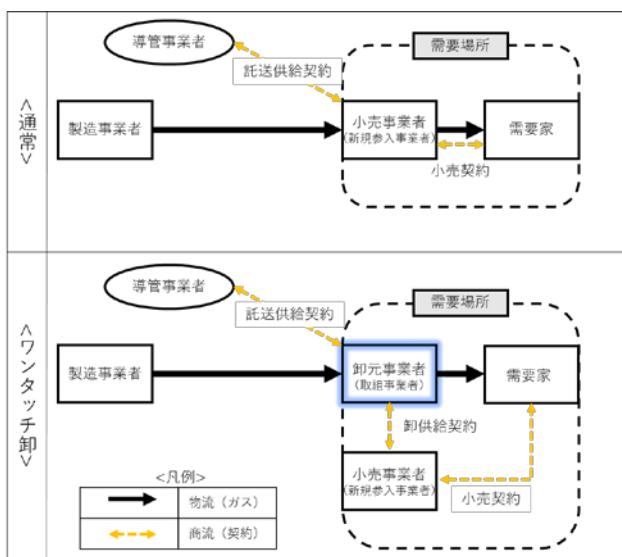


図5 ワンタッチ卸の供給イメージ

経済産業省が2020年7月に公表した「スタートアップ卸に関する報告」において、取組事業者へ対してスタートアップ卸に関する新規参入検討事業者の問い合わせ件数を公表

した。単独事業者が複数の取組事業者へ対して問い合わせを行っている事案も含まれるが、前述の通りガスを供給または供給を予定している新規参入事業者は35社である一方、問い合わせ総数は58件あり、新規参入検討者の同取組に対する関心が示された。しかし、2020年10月1日時点でスタートアップ卸を活用した新規参入事業者は3社のみであり、詳細に制度設計を行い、新規参入事業者増への期待に対して、出足は緩やかな状況である。2020年4月に北海道ガスエリアでいちたかガスワン、また鹿児島県の日本ガスエリアではコアガス日本が参入、2020年10月には北海道ガスエリアで北海道電力が同取組初となる旧一般電気事業者として参入した。

スタートアップ卸の導入趣旨は、新規事業者の参入促進を図るという点であることを踏まえると、これまで新規参入事業者が現れなかったエリアにおいても、参入に対して関心が示されたことは、同取組に対して一定の評価をすることができる。また、新規参入した3社においても、電気や灯油などと組み合わせる「セット割引」を設定するなど、需要家メリットの創出に努めている。いちたかガスワンは着実に需要家件数を積み上げており、2020年6月末時点で47件の需要家を獲得している。なお、コアガス日本の需要家件数は、既に九州・沖縄地域において九州電力などが新規参入しているため、単独での数値は不明である。

スタートアップ卸に対して多くの関心が寄せられたにも関わらず、参入を断念した事業者が多数生じたことに対するフォローアップを実施することが今後の課題である。各社が同取組を活用し新規参入を断念する理由は、卸元事業者(取組事業者)から検討事業者へ提示される卸価格では、一般ガス事業者とガス需要家へ対して提示するガス小売価格を差別化することが難しいなど、事業採算性を確保することが出来ないことが要因として推察される。

スタートアップ卸に関する卸価格の設定方法は、卸元事業者(取組事業者)は「上限卸価格表」を作成し、その上限価格以下で検討事業者に対して個別の卸価格表を提示・交渉を行う。なお、上限卸価格表や算出根拠は資源エネルギー庁へ提出しており、検討事業者は必要に応じて、卸価格の比較照合を行うことが可能となっており、卸元事業者に対するガバナンスは確保されている。

コアガス日本はガス単独契約の場合も、日本ガスの料金に対して、優位な料金体系を設定しているが、いちたかガスワンはガスの単独契約の場合だと北海道ガスの一般料金と同額となる。また、北海道電力ではガスの単独契約は締結することができず、ガス小売価格の差別化を図るためには他燃料とのセット契約が必要となっている。

5. まとめ

メディアによるガス小売全面自由化に対する報道は、資源エネルギー庁が公表している7地方区分(①北海道, ②東北, ③関東, ④中部・北陸, ⑤近畿, ⑥中国・四国, ⑦九州・沖縄)におけるスイッチング申込件数, スイッチング率の累計値にて評価を行う場合が多い。本稿では新規参入事業者が登録制により申請しているガス小売供給エリアの整理を行うことにより, ガス小売全面自由化による事業者間競争が生じているエリアは, 経済規模が大きく, また需要家件数の多い都市部であることを明示した。資源エネルギー庁は7地方区分にてスイッチング申込件数を公表しているが, スイッチングの申込が行われた地域全域で新規事業者が参入している訳ではない。中部・北陸地方を例に挙げると, 東邦ガスエリアである3県(愛知・岐阜・三重)では新規事業者が参入しているが, 残りの6県において参入はゼロであり, 家庭用における需要家獲得競争が行われていないことに注意する必要がある。

ガス小売全面自由化による需要家メリットの創出・拡大を図るためには, 新規事業者の参入促進が重要であることに変わりはない。TEA が提供している都市ガスプラットフォーム事業の普及拡大は見込まれているものの, 事業者の参入地域は都市部に集中すると想定される。スタートアップ卸を活用した新規参入事業者は3社のみであるが, 未参入地域であった北海道, 鹿児島へ新規事業者が参入した意味は大きい。同取組による新規参入事業者数に対する目標値の設定はされていないが, スタートアップ卸に関する制

度設計の更なるブラッシュアップを図ることで, 他の未参入地域(仙台市ガス局, 静岡ガス, 広島ガスエリア等)においても同取組を活用した新規参入に期待したい。

参考文献

- 1) 一般社団法人日本ガス協会; ガス事業について, <https://www.gas.or.jp/seido/jiyuka/>, (アクセス日: 2020年10月5日)
- 2) 経済産業省; 第27回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 資料3, (2020)
- 3) 経済産業省; 登録ガス小売事業者, https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/liberalization/retailers_list/, (アクセス日: 2020年10月22日)
- 4) 経済産業省; スイッチング申込件数, https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/liberalization/switch/, (アクセス日: 2020年10月5日)
- 5) 経済産業省; ガス事業生産動態統計調査
- 6) Office of Gas and Electricity Markets ; Data Portal, <https://www.ofgem.gov.uk/data-portal/overview> (アクセス日: 2020年10月5日)
- 7) 経済産業省; 第14回 ガス事業制度検討ワーキンググループ 資料4, (2020)

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp